

# 群馬工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託公募要領

## 1. 事業名

群馬工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託  
(以下、「自動販売機設置及び管理業務」という。)

## 2. 事業の趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校における学生・教職員の福利厚生を充実させるため、自動販売機の設置、管理運営を行う。

## 3. 事業の内容

自動販売機の設置、管理運営  
(自動販売機の種類、設置台数、設置場所は別紙1のとおり。)

## 4. 事業期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間  
(更新なし)

## 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則(独立行政法人国立高等専門学校規則第41号)第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成26年度の関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 自動販売機の設置、運営事業について3年以上の実績を有し現在も継続中であること。

## 6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

住 所：〒371-8530 群馬県前橋市鳥羽町580

担 当：群馬工業高等専門学校総務課経理係

電 話：027-254-9033

FAX：027-254-9045

E-mail：keiri@jim.gunma-ct.ac.jp

- (2) 企画提案書の提出方法

① 提出方法は、紙媒体7部と電子媒体(E-mailも可)を送付又は持参すること。

○送付

・簡易書留、宅配便等で送付すること。

- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領連絡を事務連絡先に送付する。

○持参

- ・受付時間：平日 8：30～17：00（12：15～13：00を除く）
- ・提案書類は紙媒体及び下記②に示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領連絡を事務連絡先に送付する。

○E-mail

- ・提案 1 課題につき送信 1 回で上記 (1) のアドレス宛に送信する。
- ・送信メール題名は、事業名によること。
- ・添付ファイルは、わかりやすいよう事業者名簿を付けて、下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

② 電子データについて

- ・電子データを送付又は持参する場合は、CD-R、DVD又はUSBメモリにて提出すること。
- ・ファイルの形式は、原則としてワード形式又はPDF形式とする。

③ その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧のうえ提案しなければならない。
- ・企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 提案内容

- ・企画提案書には、次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。
- ・各ゾーンごとに、商品の重複をさける審査を行います。各物件について、複数の自動販売機を提案出来る場合は、優先順位を付けて、提案書を作成して下さい。

a. 必要条件

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦別紙 2 「自動販売機設置及び管理運營業務委託企画条件」の内容を行えること。

b. 評価項目

- ①販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）  
販売商品の賞味・消費期限管理、食品衛生管理体制などについて説明すること。

- ②販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制  
速やかな補充体制が整っているか説明すること。
- ③自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法  
処理、リサイクル方法等を説明すること。
- ④クレームに対する対応方法  
対応を説明すること。
- ⑤設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル  
省エネ、環境対応レベルにより配点するので、詳細を記入すること。  
設置する自動販売機は、新品、中古を問わない。
- ⑥商品の種類  
どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。  
季節による商品の種類も示すこと。
- ⑦1度に販売設定できる種類の数  
1度に販売設定できる種類の数を示すこと。
- ⑧売上手数料  
毎月の売上の何%かを手数料として計上してください。
- ⑨その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案

#### (4) 提出書類

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ① 企画提案書                             | 7部 |
| ② 会社パンフレット・概要（経歴、事業内容及び規模等が分かるもの）   | 7部 |
| ③ 直近3年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写）     | 7部 |
| ④ その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等        | 7部 |
| ⑤ 自動販売機の設置、運営事業についての実績一覧            | 1部 |
| ⑥ 資格審査結果通知書（写）                      | 1部 |
| ⑦ 公募要領4の(1)及び(3)に該当しない者であることを誓約した書類 | 1部 |
| ⑧ 販売する商品により許可が必要な場合、過去の販売及び営業許可証の写し | 1部 |
| ⑨ 参考見積書（本事業を受託する場合の売上手数料の割合がわかる見積書） | 1部 |

#### (5) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ・ 公告及び本要項に示した参加資格のない者の提出したもの
- ・ 件名のないもの
- ・ 下記6.（6）の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ・ 虚偽の内容が記載されている提案書（契約締結後であっても虚偽が判明した場合は、契約を解除する。）
- ・ その他提案に関する条件に違反したもの

#### (6) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：平成26年3月10日（月）17時00分必着

提出先：上記(1)に示す場所

## (7) その他

- ・企画提案書の作成費用については、選定結果に拘らず企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリングを求めることがあるので、応じること。

## 7. 選定方法等

### (1) 選定方法

設置する自動販売機ごとに個別に決定する。

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を審査基準に基づき選考を行う。

### (2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

### (3) 選定結果の通知

選考終了後、7日以内に全ての企画提案者に結果を通知する。

## 8. 契約締結

選定委員会において選定した者を契約予定者として決定する。また、契約については、その者に見積書を提出させ、本校の予定価格を下回る場合は、次順位者に見積書を提出させる。

## 9. 契約に係る情報の公表

契約者が国立高等専門学校機構と一定の関係を有する者(機構の役員経験者が再就職していること、又は課長相当職以上の経験者が役職等として再就職していること)である場合には、機構から契約者への再就職状況等について公表を行うこととしているので、当該情報の提供に協力すること。

詳細については、以下を確認のこと。

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

## 10. スケジュール

- (1) 公募開始：平成26年2月21日（金）
- (2) 公募締切：平成26年3月10日（月）17時00分
- (3) 選考終了：平成26年3月14日（金）
- (4) 契約予定者の決定：平成26年3月14日（金）
- (5) 契約締結：平成26年3月17日（月）
- (6) 契約期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで  
(更新なし)

## 11. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

また、これにより難い特別な事情が生じた場合は、委託者及び受託者間で協議し、定めるものとする。

## 別紙1

## 自動販売機設置場所等

物件番号	ゾーン記号	設置場所		台数	設置スペース 幅×奥行×高さ	販売商品
1	A	学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	140×90×200	飲料
2		学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	120×90×200	
3		学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	110×90×200	
4		学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	105×90×200	
5		学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	110×90×200	アイスクリーム、菓子等又は飲料
6		学生食堂(群嶺会館)	屋外	1	120×90×200	
7	B	管理・環境都市工学科棟 (学生ホール)	屋内	1	135×90×200	飲料
8		管理・環境都市工学科棟 (学生ホール)	屋内	1	110×90×200 (柱があるため本体幅100以下)	
9	C	第三講義棟	屋外	1	110×90×200	飲料
10		第三講義棟	屋外	1	123×90×200	
11	D	体育共用センター	屋外	1	110×90×200	飲料
12	E	学寮食堂	屋外	1	200×90×200	飲料
13	F	北寮	屋内	1	125×90×200	飲料
14	G	南寮	屋内	1	110×90×200	飲料
15	H	藤寮	屋内	1	110×90×200	飲料

※たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。

※販売商品については、本学が希望する商品であり、具体的な内容については、自動販売機設置・運業者の提案により決定する。

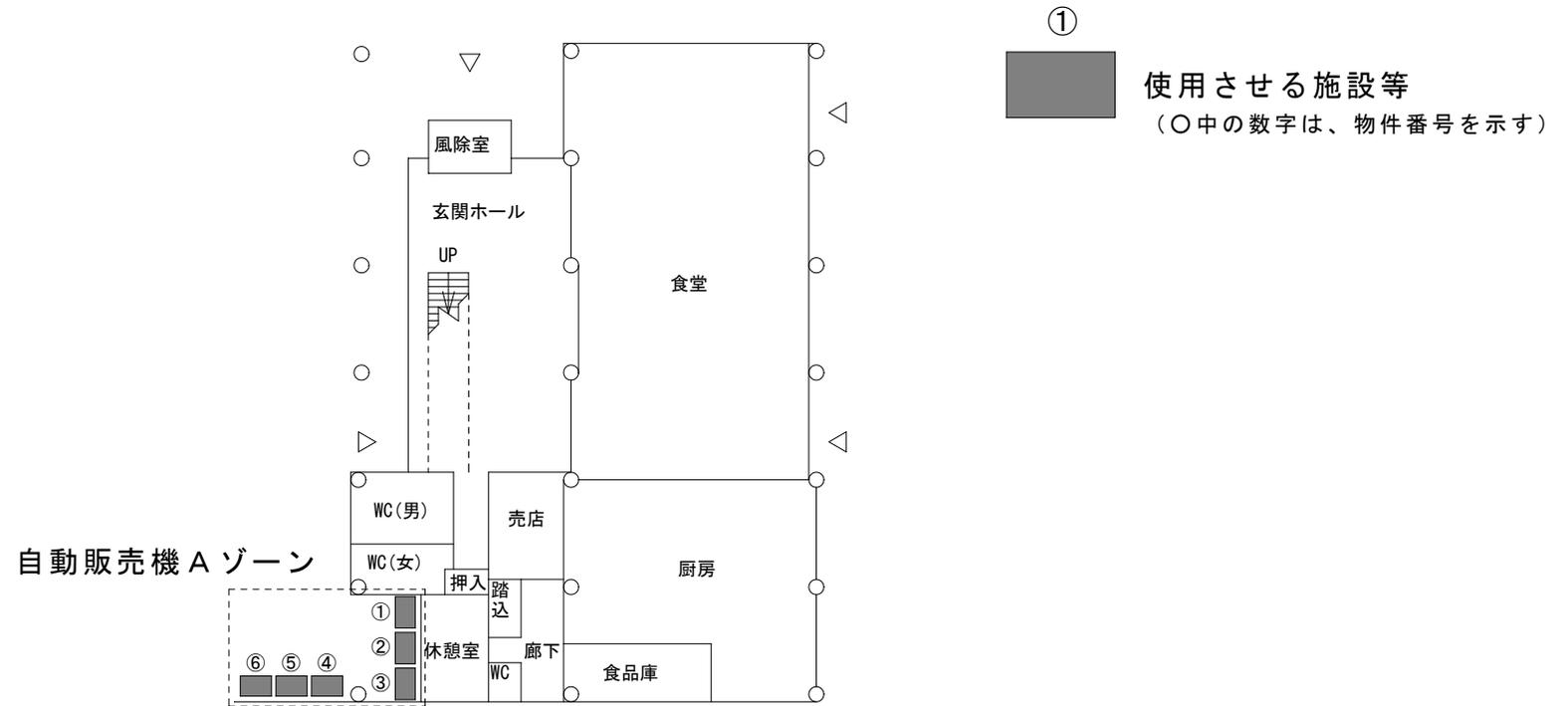
※1～4, 7～15については、コーヒー飲料、紅茶飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、ミネラルウォーター、スポーツ飲料、乳酸菌飲料、乳飲料、ビタミン飲料、果汁飲料、野菜飲料等の自動販売機とする。

※5～6については、アイスクリーム、菓子等の自動販売機の提案を優先する。ただし、これらに対する提案がない場合は、コーヒー飲料、紅茶飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、ミネラルウォーター、スポーツ飲料、乳酸菌飲料、乳飲料、ビタミン飲料、果汁飲料、野菜飲料等の自動販売機とする。

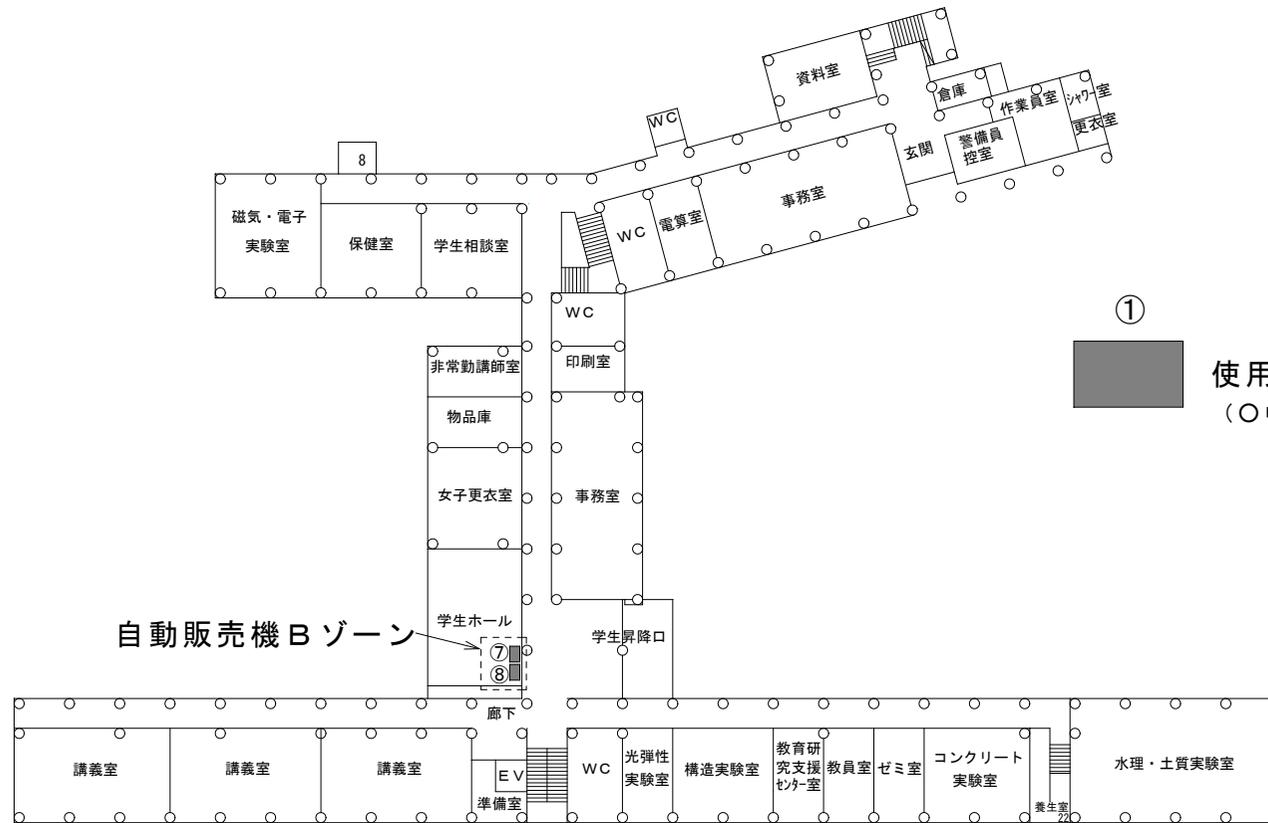
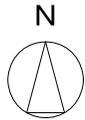
※自動販売機の大きさは、固定版等含めて各設置スペースに収まるものとする。(回収ボックススペースを除く。)



# 学生食堂（群嶺会館）



# 管理・環境都市工学科棟



# 第三講義棟

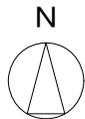
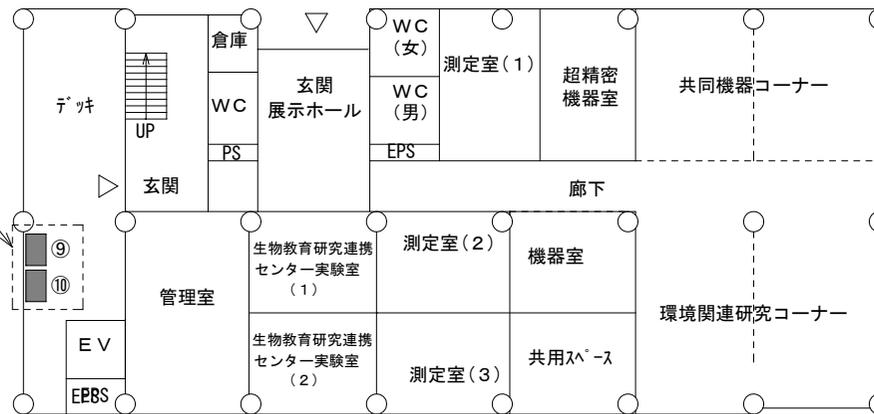
①



使用させる施設等

(○中の数字は、物件番号を示す)

自動販売機Cゾーン



# 体育共用センター

①

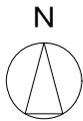


使用させる施設等

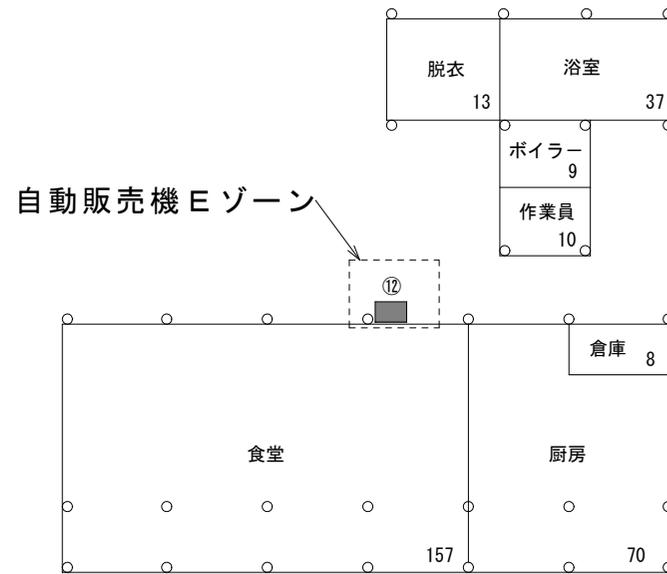
(○中の数字は、物件番号を示す)



自動販売機Dゾーン



# 学寮食堂

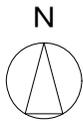


①



使用させる施設等

(○中の数字は、物件番号を示す)





# 南寮

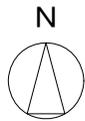
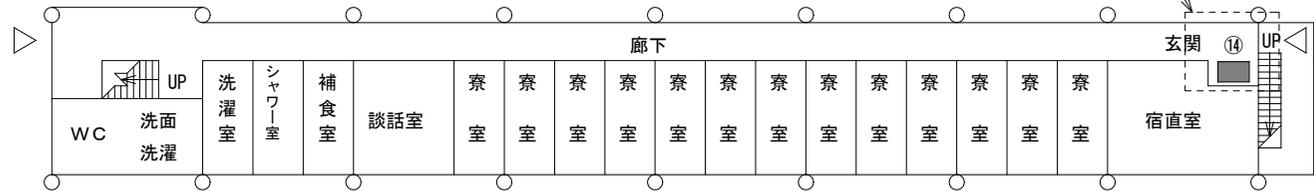
①



使用させる施設等

(○中の数字は、物件番号を示す)

自動販売機Gゾーン



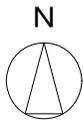
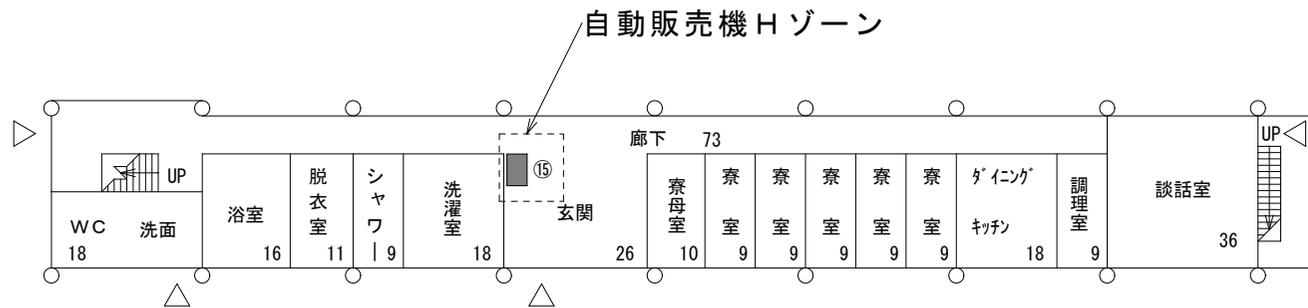
# 藤寮（東寮）

①



使用させる施設等

(○中の数字は、物件番号を示す)



## 別紙 2

### 群馬工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運營業務委託企画条件

#### 1 事業の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校における学生・教職員等の福利厚生のため自動販売機の設置・管理運営を行う。

#### 2 事業の内容

独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校における飲料等の自動販売機の設置・管理運營業務（自動販売機の種類・設置台数・設置場所等は別紙1のとおり）

#### 3 契約期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日（更新なし）

#### 4 禁止事項

- ① たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ② 受託者は、一切の商取引を、自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

#### 5 自動販売機の設置及び維持管理運営

自動販売機の設置運營業者は、自動販売機の設置及び維持管理運営を自らの責任で行うこと。

- ① 設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする。
- ② 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ③ 自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ④ 常に販売商品の賞味・消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染対策については、関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 販売品の安全確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品

の衛生管理に万全を尽くすこと。

- ⑥ 自動販売機のメンテナンス、点検を定期的を実施し、故障等が生じないように配慮すること。
- ⑦ 販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入、廃棄物の搬出にかかる時間又は経路については、学生・教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入・搬出に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑧ 代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運業者が対応すること。
- ⑨ 自動販売機に併設した場所に、販売する容器の種類（缶・ペットボトルなど）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の設置運業者の責任で回収すること。ただし、各ゾーンにおいて複数社の契約となった場合は、業者間で協議の上回収すること。
- ⑩ 自動販売機及び回収ボックスの周辺は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪ 自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自販機に明示すること。
- ⑫ 販売商品は、自動販売機の設置運業者の提案によるメーカーの物とするが、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ⑬ 販売価格は、希望小売販売価格の20円引きとすること。
- ⑭ 販売する商品により関係法令による許可が必要なものは、許可を取ること。
- ⑮ 自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本学からの要望がある場合には、本学担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ⑯ 販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本学又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運業者の責任において全て行うこと。
- ⑰ 本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去、設置にかかる費用は受託者が負担すること。

## 6 販売手数料

自動販売機の設置運業者は、四半期ごと、売上高に一定の割合を乗じた販売手数料を本学に納付すること。

- ① 自動販売機の設置運業者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに本学に報告すること。
- ② 販売手数料は、本学が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運業者の負担とする。

## 7 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃貸借料は免除する。

## 8 必要経費

自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は自動販売機の設置運営業者が負担する。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ② 自動販売機の設置運営業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を本学が指定する口座に期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。
- ③ 検針のための子メーター、子メーターの取付費、現状回復に係る費用等は負担すること。
- ④ その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の設置運営業者が負担する。

## 9 原状回復

自動販売機の設置運営業者は、契約期間が満了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、速やかに原状回復すること。

## 10 その他

この企画条件に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議する。